

緊急事態宣言に伴うテレワーク（在宅勤務）等のお知らせ

新潟県中小企業団体中央会

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年4月16日、国が緊急事態宣言を全国に発令しました。

新潟県中央会としましても、職場での感染リスク軽減を図ること並びに県内での拡大を防ぐため、4月20日から宣言が解除される5月6日まで、職員に対しテレワーク（在宅勤務）を実施いたします。出勤する職員が制限されることからご不便をおかけ致しますが何卒ご了承頂けますようお願い致します。

実施にあたっては、ローテーションによる出勤を行い、支援業務や会員サービスの質を低下させることのないように努めてまいります。

また、接触機会低減の観点から、期間中における当会から会員組合や関係機関等への連絡は電話、メールを活用し事務所等への訪問は、ご了承をいただいている場合を除き、極力控えさせていただきますとともに、当会へのご来会に際しては、大人数でのご来会をお控えいただきますよう、よろしく願いいたします。

事態の沈静化、会員組合皆さまのご安全を心よりお祈りいたします。